

発行…埼玉県社会保険労務士会 大宮支部 広報部 発行日…平成20年1月1日
ホームページアドレス <http://www.sr-omiya.net>

「地区懇談会」

開催される

支部長 石倉 正仁

埼玉県社会保険労務士会大宮支部の事業計画は、年度ごとに役員の総意をもって練り上げられ、総会において会員の皆様にご承認をいただき、実行されております。今回は、本年度、新たに計画を立て、各地区において開催されました地区懇談会につきまして、改めて説明を行いたいと思います。

事業構築の背景にあったのは、総勢三〇〇人にならんとする大宮支部の会員相互において名前と顔が一致しないという現象と、毎年多くの新入会員が入って支部例会にご出席いただいても声をかける雰囲気は薄れてきているという危機感でありました。本来、会員に一番近い業界組織として、会員に対するフォローを行わなければならないはずの支部組織が弱体化している現象を食い止め、更には地域主権の精神を



取り入れ、小さいコミュニティの充実を図りながら血の通った支部運営を目指すべく、この事業は計画され実施されているのであります。

地区懇談会の席で、会員の皆様に、この事業の説明をする時にお話していることとありますが、テニスのラケットをイメージしてみてください。大宮支部内においても埼玉会においても現在業務ごとのテーマをもった縦のガットは、強く張られています。横のガット（会員相互のコミュニケーション）が弱くなっている。この横のガットを強くするのが地区懇談会の役割であり、縦のガットと横のガットが適度に張られた時、良いラケット（大宮支部・埼玉会）が出来るのですとお話しています。地域主権の精神からは、「地域のことはその地域の人々で担っていく」という考えを導入しました。各行政単位や、商工会議所、商工会など地域社会からの要望に応え、その地域で事業を行っている人々が地域社会に貢献することを通じて地域から必要とされる



も・く・じ

- 地区懇談会開催される・・・P1～P2
- 「咲いたまつり」参加行事・・・P3
- あっせん事例、成年後見・・・P4
- 改正パート労働法・随想・・・P5
- 業務開発部からのご案内・・・P6
- お知らせ、各部行事予定・・・P7
- 新入会員紹介・・・P7
- 同好会紹介他・・・P8

社会保険労務士という職域が確立できますし、個人個人が実力を発揮することによって認知度を上げていくことが社労士全体のPRやレベルアップに繋がっていくと確信しています。

今回のこの事業を通じて、会員の生の声を直接多く聞くことが出来ました。その声を支部の運営に取り入れていくことはもちろんの事、社会保険労務士という職業の将来に至るまで活発な意見交換が出来たことを大変有意義に思っております。また、どの地区においても、次回の開催を望んでいる声が多かったことに感謝しております。地区担当相談員を中心として今後も更により良い事業となるよう、この事業を育てていきたいと思っておりますので、会員の皆様におかれましては、是非ご出席いただき、ご指導賜れば幸いです。最後に、開催にあたっては、地区担当相談員の皆様に大変お骨折りをいただきました。心から感謝申しあげ、報告と説明に代えさせていただきます。



上尾地区懇談会について

上尾地区相談員 村岡武仁

支部のホームページの中で、支部長ページにもありましたとおり、去る9月4日、第1回上尾地区懇談会が17名の出席のもと、アリココペール上尾コミュニティホールで開催されました。

私達の仲間が上尾地域で仕事をしているにも拘らず、すれ違っても気がつかないとか、支部例会等に出席しても言葉を交わさないままで終わってしまうとか、また些細な情報の洩れや相談が出来ないまま一人で悩んでしまふとか、思いがけない事故を惹起させないためにも、今回は特に支部長の肝煎りで開催されたものであります。懇談会は和やかに、話題も多岐に亘つてもっと話しをしたかったのに、と思われた会員もおられたようですが、時間をもっと十分にとっておけばよかったと、反省しています。

出席者の話に、熱心に耳を傾けていた支部長の話が印象的でした。その後の支部例会（9月12日）には、地区懇談会出席者17名中16名の出席がありましたのは嬉しく思いました。後日、欠席された会員から、次回にはぜひ出席したいとお手紙を頂き楽しみにしています。

各地区懇談会開催状況

地区	地区相談員(敬称略)	開催日	会員(開業)	出席者数
大宮区	原口又三郎	11月13日	48(29)名	8名
北区	渡辺 佳哉	10月10日	30(17)名	5名
中央区	長谷川裕司	10月2日	36(28)名	14名
西区	荒 祐子	11月22日	13(9)名	4名
見沼区	越智 光生	10月30日	47(35)名	14名
上尾市	村岡 武仁	9月4日	54(41)名	17名
桶川市	小林 美木	11月2日	13(7)名	6名
北本市	平田 正昭	10月26日	15(8)名	4名
鴻巣市	羽鳥てる子	11月8日	21(14)名	8名
伊奈町	荒川 功	12月20日	8(4)名	
合 計			285(192)名	



※開業には、法人の社員を含む。(H19年10月1日現在)

※開業、法人社員とも事務所所在地、勤務等は勤務先又は自宅所在地ベースです。

「咲いたまつり」で無料労働・年金相談

広報部長 遠藤 成弥

「咲いたまつり」に大宮支部として無料労働・年金相談で参加致しました。

相談は大隈・大久保・大澤(旨)・澤井・齋藤(壽)・川村・前田・遠藤の8名の相談員体制で臨みました。

当日は同伴のお子様にも楽しんでもらう為、くじ引きのおもちゃのプレゼントを用意しましたが、これも大変な人気で行列発生！これに引かれて多数の方が相談に立ち寄って下さいました。

やはり世相を反映して年金相談が大半でしたが、珍しい相続関係の相談には、成人後見部会の前田相談員が対応し相談者に喜んでいただけました。

お祭り気分の中、「身近な場所です待ち時間も無く、今まで気になっていた事が相談出来た」と多数の相談者から感謝の言葉をいただき、今回の相談会を通じて社会保険労務士の職務をPR出来たと担当者一同自負しております。

これからも社会保険労務士の職務PRのための活動を積極的に行っていきたいと思えますので支部の皆様方のご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

相談員 齋藤 壽實穂

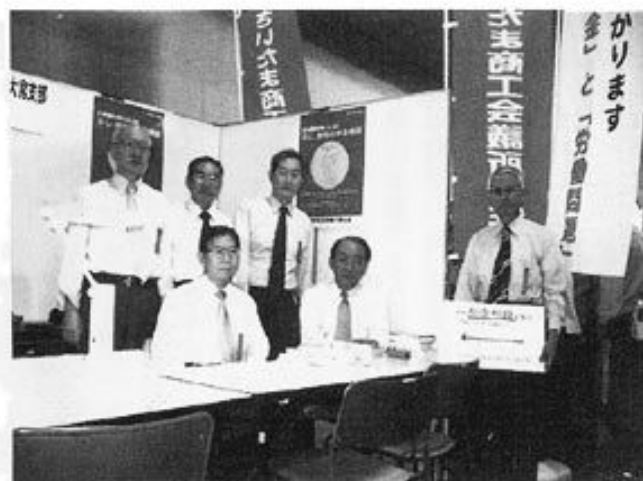
今年の「咲いたまつり」は10月13日(土)さいたま新都心のスーパードリーナで開催された。従来はけやき広場を中心とした屋外であったが、今回は屋内をメインとした初めての試みであった。大宮支部としては例年どおり「無料年金相談・労働相談」のブースを設置した。

ところでわれわれのブースの位置は、正面入口から入り、賑やかな出店の間を通り抜けた一番奥の階段脇という立地条件としては非常に悪い位置であり、相談者が果たして何人ぐらい来てくれるのかと内心はビクビクものであった。いざふたを開けてみるとあにはからんや呼び込みもほとんどする必要もなく、順番待ちをする人が後ろに立って待っているような状況にもなり、心配どころかうれし

い悲鳴を上げるような忙しさであった。その結果52名という多くの方々年金問題を中心に来店された。ちなみに相談内容としては年金関係50件、労働関係1件、相続関係1件であった。

例年どおり年金関係が一番多かったが、今年は特に「消えた年金問題」や「5千万件の基礎年金番号への未統合の記録の問題」により一気に年金への関心が高まったこともあり、それらに関する相談も多く、例えば「子供に35歳の年金便りが届いたが、学生時代に自分達が支払った国民年金の記録が載っていない」という母親よりの相談は、まさに未統合記録に係わる問題であり、又、「国民年金に加入した当時の1年間ぐらいの納付日の記録が、古い納付予定日のものから順番でなく前後がバラバラになっており、さらに初回の納付記録がない」というような消えた年金に係わるような相談等もありいろいろと考えさせられることが多かった。

又石倉支部長をはじめ役員の方々も応援に駆けつけられ、全員の一致協力の下、成功裏に幕を閉じ、社会保険労務士及び大宮支部の知名度もさらに上がり有意義な一日であった。



あっせんを経験して

渡辺 佳代子

インターネットで、いろいろな情報が入りやすくなった今日、「内容証明」等は、どんな人でもすぐに作成でき、詳しい法律知識がなくても、十分に受取人を脅すことができます。まさにそのような時代背景を反映するように出来事があり、結果として初めて労働局のあっせんの場に補佐人として出席することとなりました。「事業主は労働者から、金銭請求を受け、恐怖心から支払ってしまったものの、このままでは会社が立ち行かなくなるため、何とかならないものか」というものでした。内容証明を拝見すると、文書の意味が不明確で、なぜこのことで金銭の要求をするのか？というお粗末なものでありましたが、要求者にすれば「事業主の不法行為により精神的に苦痛を受けたことによる損害賠償請求」という内容を、つきつけたつもりでようでした。事業主から雇用契約書・履歴書・出勤簿その他、対象の労働者とのやりとりを時系列で話を聞き、事業主の法律違反はあるのかないのか等を可能な限り検証し、事務所内でも十分に検討したうえで、事件の概要を取りまとめ労働局に提出しあっせんの場に臨みました。

あっせん委員の見解は「法的には違法性はなく、裁判になれば労働者には勝ち目がないが、この場で解決を望むのであれば、多少労働者の意を酌むことがなければ・・・」というものでした。当然、あっせんという場の意味は理解しており、多少の金銭負担は覚悟のうえではありましたが、できるだけ金額は抑えたいという事業主の希望を反映する内容であっせん委員にお伝えし、今後一切、この労働者が会社に対する誹謗中傷を行わないことを強く希望し、多少の解決金を支払うことをもってあっせん案を受け入れることとしました。あっせん委員が法的な見解を示してくださったことは、私にとつてはとて有難く、その上で人間的な解決への提示をされたものと理解しています。

法的な間違いがなくても、事業主の対応のまずさがあつたり、人となのかかわりである以上、このような解決もあるのだということも勉強になりました。しかし、冒頭で述べたように、情報が容易に入手でき、2チャンネルのサイトや、内部告発の横行といい、問題を当事者同士が話し合いで解決することができなくなっていることを改めて感じる事案でもありました。

保佐人を受任して

前田 新太郎

最近「成年後見の前田です」で多少通るようになりましたが、まだ勉強と制度普及活動が中心でした。しかし、この九月職業的な第三者後見人として「保佐人」を受任しました。本人は身寄りのない高齢者で、精神障害により閉鎖病棟に入院中です。地域包括支援センターの紹介で、本人の了解のもと、本人申し立てのための資料収集、申立書作成、申立費用等の金銭管理、申立代行を行い、家庭裁判所の審判により正式に「保佐人」に選任されました。

保佐人就任後、代理権証書である「登記事項証明書」をもって、市役所、社会保険事務所等の行政機関を回り、権利義務の確認をしました。市役所では未請求で時効にかかっていない国民健康保険の高額療養費が約五三万円あることが判明し、その場で支給申請をしました。また、社会保険事務所では、国民年金一六九か月、厚生年金十三か月分について、未だ裁

定請求がされていないことが判明しましたので、必要書類をそろえて裁定請求をしました。月額で、約六五、〇〇〇円の年金アップとなり、週及分で約四〇〇万円が支給される見込みで、療養計画に多少の余裕ができました。以上概略ですが、ご報告します。

新着情報満載

大宮支部 HPリニューアル(7月1日)しました。
支部の必要情報はこちらをご利用ください。
お気に入りに登録ください。

ホームページ <http://www.sr-omiya.net>

パートタイム労働法改正の概要について

張本 保昌

パートタイム労働法が大幅に改正され、本年4月1日から施行されることになりました。従来は、単なる努力義務規定のみであった、パートタイム労働法に、新たに禁止規定及び行政罰（過料）を伴った義務規定が設けられました。

次の三つの要件、業務内容、責任の程度から見て職務内容が正社員と同一の短時間労働者（職務内容同一短時間労働者）、期間の定めのない労働契約（反復して更新されること）によって期間の定めのない労働契約と同視することが社会通念上と認められる労働契約を含む）である者、正社員と同様に人事異動、配置換えが見込まれる者、を満たす短時間労働者は、通常労働者として同視すべき短時間労働者として、賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について差別的取り扱いをすることが禁止されました。

事業主がこの規定に違反した場合に、民法の公序良俗違反及び不法行為として、労働者から、損害賠償を請求される恐れがあります。

さらに、短時間労働者を雇用する全ての事業主に、労働基準法第15条第1項後段の明示事項以外に、特定事項として昇給、退職手当、

賞与の有無について、文書の交付等による労働条件の明示が義務付けられました。この規定に違反した場合には、10万円以下の過料が科せられることになりました。

その他、賃金に係わる均衡の確保については努力義務、教育訓練に係わる均衡の確保については、職務内容同一短時間労働者については実施義務、その他については努力義務、福利厚生に係わる均衡の確保については配慮義務、通常の労働者への転換の推進については、実施義務がそれぞれ課せられることになりました。

苦情処理・紛争解決についても新たに規定が設けられ、事業主は苦情の自主的な解決に努めることになりました。この規定で注目されるのは、短時間労働者と事業主との紛争について、個別労働関係紛争解決促進法のあっせんを適用せず、男女雇用機会均等法の調停に関する規定を準用することになったことです。これに伴って、社労士法が改正され、この調停手続きには、特定社労士が関与で出来ることとなりました。

すでに、パートタイムを多数抱えている外食、小売の大手企業では、待遇改善の動きが加速されており、当然、中小企業にも波及するのは必至であり、事業主は短時間労働者の待遇について、通常労働者との均等、均衡に一層、意を用いることが迫られるでしょう。

久しぶりの親孝行（新潟への思い出の旅）



「随想」

岸井 俊男

昨年の10月上旬に15年ぶりに新潟県の越後湯沢に行きました。越後湯沢を選択した理由は、母親が「栃木か静岡の温泉に行きたい」とのこと。それならば「大きな地震が2回もあった新潟へ行こう。少額だけど同じお金を使うならその方が意義がある」という事で決定。でも本当の理由は会いたい人がいたからです。その人とは「大寿司」のマスターとママ。ところで自分は昭和57年7月から昭和60年10月迄新潟県の日組とJ.Vで関越自動車道の工事に携わり、いろいろな場面でお世話になりました。お二人共昔のまま。旨い日本酒に夜遅くまで会話ははずみました。

さて、3日間共天候に恵まれ、母親も満足の様子。自分も会いたい人に会うことができ又素晴らしい写真を撮ることができました。来年も来よう！

最後に、会社が倒産しても道路という商品は形として残っていました。

業務開発部のご案内

業務開発部長 大久保 悟

業務開発部は、当事業年度の事業計画の中にあつせん代理・労働相談等の業務に関する自主研修を組み込み、8月・9月・10月の支部定例会終了後の2時間程を参加希望者に知識の涵養と情報の交換を図りたいと企画しました。事業の目的は次の2つに置きました。

第1には、私達がこれまで長年に渡り、培ってきた事務手続きの代行及び事務代理の業務は、事業主からの依頼によるものが殆どであり、事業に関わるトラブルについても事業主、労働者双方の意見・意思を確認しながら受託事業所内でそれとなく解決してまいりました。

しかし労使トラブルの増加に伴い、まさに「特定社労士制度」は時代の要請で生まれてきたものと考えます。このような時代の要請の中で、「特定社労士」には「通常代理権」が付与されることになり、その責務はこれまで以上に厳格さを求められると共に倫理感覚の重要性が求められてきます。しかしながら現実には「そのような面倒臭いことは嫌だ、これまでの社労士で十分やっていける」とお考えの先生方も多いようです。今後万一、顧問先事業所で、他からの依頼による個別労働紛争が発生したら、どう対処しますか。事業所内で、無事解決できればいいのですが、少なくとも、いざという時に相談できる特定社労士の仲間を探しますか。

そのような中であつて私達の業務開

発グループは、特定社労士として顧問先事業所以外からの「事業主代理」または「労働者代理」として業務処理に携わる場合でも、あつせん代理・労働相談等に対する適正な取り組みと運営を図るために知識の再チェックをすることを目的としました。

第2には、司法制度改革によって大きく変革している「社会保険労務士法」を読み直しながら、自分の事務所向性を再チェックすることを目的としました。自分の事務所の業務監査の重要性です。

ところで、過年度において連合会が提示していた受託率、つまり労働・社会保険適用事業所の内、社労士が受託しているのは全体の3割程度だといわれています。開業社労士が本来の業務のみで事務所を維持経営するためには、全体の5割以上の事業所受託率が必要といわれています。特定社労士制度は私達の業務拡大に向けて今後の「業務のあり方」に大きな弾みをつけてきています。今後私たちの仕事は、年金相談専門家として、労働・社会保険手続き専門家として、使用者専門代理人として、労働者専門代理人として、やり方によっては限りなく広く奥が深くなつていくと思いませんか。

特定社労士の中には、弁護士事務所に所属したり、または弁護士と業務提携したりして、司法分野へのいっそうの進出を図るなど、変化に富んでいます。あなたも業務開発部の研修に参加しませんか。研修の中にそのヒントがあるかもしれません。



業務開発部からのお知らせ

業務開発部には、4つのグループに区分表示していますが、例会時研修及び自主研究会等々活動面を考慮しながら更なる効率化と合理化を図りたく、当面3つの窓口とさせていただきます。

グループの役割分担

1. 年金グループ 銀行の平日・休日相談員、社会保険事務所の総合相談補助など年金に関する全ての相談員・講師派遣の要請に対応すると共に派遣を希望する会員の育成を行っています。
サブリーダー兼事務局：川村敏夫 アドバイザー：佐藤行雄、佐々木範利
2. 労務管理／基礎講座グループ 行政及び関連他団体からの労働・社会保険に関する講座・就業規則・労働相談・給与計算 講座および安全衛生管理等の講師、相談員の派遣要請に対応すると共に派遣を希望する会員の育成を行っています。
労務管理グループリーダー：白井清昭 事務局：齋藤 壽實穂、小田和男
基礎講座グループリーダー：瀬田邦光 事務局：浜浩子
3. 業務開発グループ 社労士の日常業務について調査・研究を行うと共に業務支援のツール開発を行っています。
リーダー兼事務局：大久保悟 サブリーダー：齋藤 壽實穂 小田和男

平成 20 年 1 月から 3 月までの

行事予定

- 1 月 16 日 (水) 新春賀詞交歓会
(定例会・理事会)
場所 大宮サンパレス
- 2 月 13 日 (水) 定例会・理事会
- 2 月 16 日 (土) 支部対抗ボウリング大会
- 2 月 23 日 (土) 支部親睦旅行
(日帰りバス旅行)
- 3 月 12 日 (水) 定例会・理事会

【4 月中旬 通常総会開催】

大宮支部「らくらく連絡網」

情報提供サービスのお知らせ

現在当支部では、各種連絡通知文(計報等)、ホームページの更新状況等を予め登録頂いたアドレス(携帯OK)に連絡する「らくらく連絡網」を導入しております。ご希望の方は下記事項入力頂き広報部 担当 前田 まで申込み下さい。

1. 氏 名・フリガナ
2. 性 別
3. 住 所
4. 登録先アドレス
5. 開業・勤務の別

申込先 E-メール: maeda-office@jcomhome.ne.jp

☆「らくらく連絡網」とは・・・登録者に無料でメールにて一斉連絡出来るシステム(携帯時のみ迷惑メール着信拒否設定操作必要、メール受信のバケット代負担、広告挿入有)です。

新入会員紹介

(平成19年7月1日以降)

19年7月1日

(開業) 高野 博道 高野社会保険労務士事務所
上尾市菅谷99-2

19年7月15日

(勤務等) 村田 正利 さいたま市見沼区東新井710-50-2-201

19年8月1日

(勤務等) 由布 達也 三機工業 関東支店

19年9月1日

(開業) 島村 光一 島村社会保険労務士事務所
上尾市愛宕2-16-3

(同) 石井 正人 経済福祉センター石井正人事務所
さいたま市大宮区仲町3-13-1

(同) 吉村 啓二 労務管理事務所ヨシムラ
上尾市浅間町3-16-45

(同) 吉田 桜子 吉田桜子社会保険労務士事務所
さいたま市北区日進町1-850-7

19年10月1日

(勤務等) 服部 明美 さいたま市北区宮原町3-288-1

19年12月1日

(開業) 島 操 島社会保険労務士事務所
北本市深井5-22-6

(勤務等) 松井 利勝 上尾市大字上1167 山栄マンションA-203

同好会紹介

ボウリング同好会

第1回開催 平成10年9月20日

第2回開催 平成19年12月18日

当同好会は、①会員間の親睦 ②運動不足やストレスの解消 ③支部対抗大会に向けての練習が主目的で活動しています。どうぞお気軽にご参加ください。

【連絡先】服部 悟

FAX: 048-774-5872

E-mail: satoru15violin.ocn.ne.jp



ゴルフ同好会

支部対抗ゴルフ大会 平成19年11月7日開催

場所 鴻巣カントリークラブ

穏やかな風のないゴルフ日和でした。支部対抗というだけあって、各支部から選りすぐりの会員が参加し、楽しくプレーできました。大宮支部は総勢6名で参加！

【連絡先】長谷川 祐司

FAX: 048-824-8798

E-mail: sr-hasegawa.office@grace.ocn.ne.jp



ソフトボール同好会

平成19年10月20日

場所 北本スポーツセンター

最終回に逆転され1回で敗退、残念！来年こそ頑張ります。

【連絡先】原口 健 Tel 048-653-3097



ご存じですか？

埼玉県で全国一番のもの

農産物の出荷額

小松菜

ブロッコリー

ゆり(切花)

プリムナ(鉢もの)

工業製品の出荷額

アイスクリーム

洋生菓子

中華麺

惣菜

光学レンズ

節句・雛人形

サラ川

年金で

息子の年金掛けてやり

「課長いる？」

返ったこたえは

「いりません！」

投稿歓迎！

次回発行

平成二十年七月号

原稿締切り日

平成二十年五月十日

テーマ

意見・感想・随想等何でも結構です。

編集後記

シャロームおみやの新年号発刊にあたり、当初は投稿が少なく紙面を埋められないのではないかと危惧しておりました。

大宮支部の会員の皆様の積極的な投稿により、様々なご意見を掲載することが出来ました。

編集に当たり、皆様方のご協力を、心から感謝申し上げますとともに、次号への投稿をぜひお願い申し上げます。(〇)